

令和8年度おかやまスポーツフェスト事業 業務委託仕様書

1 委託業務名

令和8年度おかやまスポーツフェスト事業

2 目的

本県を拠点とし、国内トップリーグ等で活躍するトップクラブチームと連携し、集客に向けてより効果的なイベントを実施し、県下全域へ応援の輪を広げるとともに、スポーツの裾野の拡大を図る。

3 契約期間

契約締結日から令和9年2月28日まで

4 委託限度額

10,257,000円（消費税及び地方消費税を含む。）以内

5 事業概要

「岡山旋風」と評される県勢の活躍を好機とし、トップクラブチームへの応援を加速化するため、概ね9月から11月にかけて開催される対象6チームのホームゲーム開催期間に合わせて、ホームゲームの盛り上げ企画及びスポーツ+αの魅力発信を行うイベント等を実施する。

試合会場でのスポーツ観戦経験が少ないライト層をメインターゲットとし、シビックプライドの喚起や情報発信によりサポーター拡大と交流人口増につなげ、チームを核にした地域活性化につながるイベントとする。

また、来場者の体験価値を高めることで満足度及び再来場意向の向上を図るものとする。

併せて、おかやま縁むすびネット等を通じて募集した参加者へスポーツ観戦や体験を通じたマッチング機会を創出する。

(1) 対象チーム（全6チーム）

- ・ファジアーノ岡山
- ・岡山シーガルズ
- ・岡山湯郷 Belle
- ・吉備国際大学 Charme 岡山高梁
- ・トライフープ岡山
- ・岡山リベッツ

(2) 11月29日「岡山シーガルズ」「トライフープ岡山」ホームゲームでのイベント

マルチスポーツ体験イベントや食マルシェ等、両チームの試合間をつなぐイベントを行い、若年層を中心とした新規来場者の増加を図ること。

また、県内トップクラブチームによるPRブースを設置し、県内スポーツ全体の魅力を横断的に発信すること。

併せて、来場者を対象に、スポーツに対する意識を把握する調査を行うこと。具体的な内容は県と協議の上、決定すること。

(3) 期間中のいずれかの試合におけるイベント実施

(2) のイベントに加え、期間中に開催される各トップクラブチームのホームゲームのうち、いずれか1試合以上において、来場促進につながるイベントを実施すること。

(4) 共通チケット企画

県内トップクラブチームの観戦機会拡大を図るため、複数チームの試合をお得に観戦できる共通チケット企画を提案すること。

なお、当該目的のために計上した予算は、共通チケットに係る経費に限り使用すること。

また、共通チケットの利用状況や参加者数が提案内容を下回った場合には、実績に応じて委託料を減額することがある。

(5) 県内トップクラブチームの連動イベントの実施

(1) のチームを対象とした横断的な連動企画としてスタンプラリーを実施すること。チーム間のファン交流を促進するとともに、県内スポーツ全体への関心を高めることを目的とし、自由な発想によりスタンプラリーの具体的な内容を企画・提案すること。

(6) スポーツ観戦を通じたマッチングイベントの実施

スポーツ観戦を通じたマッチング機会を創出するため、対象チームのホームゲームに合わせてマッチングイベントを1回以上実施すること。

イベントの形式や内容については、参加者の交流が促進されるよう、「おかやま縁むすびネット」等と十分に協議すること。

なお、参加者は「おかやま縁むすびネット」等を通じて県が募集するが、観戦チケットその他必要な資材は受託者が用意すること。

また、イベントの運営にあたっては、参加者の安全確保、個人情報保護、交流促進のための進行方法等について適切に配慮すること。

(7) 広告宣伝業務

ア プロモーションの実施

① 主に、岡山県民及びビジター来場者をターゲットとし、「おかやまスポーツフェスト」をキャッチフレーズに、統一かつ効果的なプロモーションについて提案すること。

② メディアの取材による情報発信につながるように、どのようにストーリー性を持たせて発信していくのか、基本的な方針やコンセプトも含めて提案すること。

③ インターネット広告を活用する場合は、ターゲットへの到達確度の高いメディアを選択するとともに、リターゲティング広告等の配信を行う等、興味関心層に的確にリーチできるよう工夫を行うこと。

④ 透明性確保、費用対効果の明確化のため、広告媒体原価と管理運用費は分けて見積もること。

イ SNS等を活用した情報発信

発信力のあるスポーツ選手などを活用した情報発信等、効果的な方法があれば提案すること。

ウ 広報資材の制作

スポーツ観戦を促すチラシ等、参加者の拡大につながる効果的な資材を提案すること。なお、広報資材にあたっては各チームへ発注することとする。

(8) 独自提案

ア 「おかやまスポーツフェスト」への誘客促進と来場者の満足度向上に向けた取り組みについて、独自提案を行うこと。

イ トップクラブチームのホームゲームに人を呼び込むための効果的な手法があれば提案すること。

(9) 成果指標の設定

本事業の効果が確認できるよう、下記の必須データの取得及びその他最適な成果指標を設定すること。なお、個別のチームへの誘客効果が判別できるものが望ましく、デジタルを活用した仕組みの導入等の効果的な手法を提案すること。

また、取得したデータを用い、観戦者数の前後比較による事業の効果検証及び人流データを用いたスポーツフェスト全体で人の流れが生まれているかの観測を行うこと。

【必須データ】

- ・ イベント当日の来場者、観戦者数
- ・ スタンプラリー参加者、スタンプ獲得数
- ・ マッチングイベント参加者数
- ・ プレス掲載数
- ・ インターネット広告アクセス数、エンゲージメント率
- ・ イベント参加者の反応（参加理由や満足度等をアンケート）
- ・ プロスポーツ関係者の反応（連携効果や課題等アンケート）

(10) その他

ア その他事業を遂行するため必要な業務を行う。また、仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、県と協議の上、決定すること。

イ 本事業にあたっては、場所や条件等、各チームと協議の上、決定すること。

6 実施体制及び報告書作成

(1) 実施体制

事業の進捗状況を適宜県に報告する等、県との連絡を密に行うこととし、本業務の進捗を管理する責任者を1名以上配置すること。

(2) 報告書作成

受託者は、本業務完了後、速やかに業務の実施内容及び効果検証等をまとめた「業務実績報告書」を作成し、データで提出すること。なお、効果検証は、発展性をもって実施し、今後の改善策の提案を含めた報告を行うこと。

7 留意事項

- (1) 本業務により得られた成果は県に帰属するものとする。
- (2) 本業務により得られたデータ等、全てについて、本業務の目的以外に使用、流用等をしてはならない。
- (3) 本仕様書により制作・納品された成果品を期間の制限なく無償で、インターネット、印刷物、配布物、講演・講習、放送番組等のあらゆる媒体、手段、手法により、公表（公開、配布、配信、放送等）することができるよう、二次利用可能な権利関係に関する調整を行うこと。
- (4) 本仕様書により制作された成果品の全ての著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）は、全て県に帰属するものとする。
- (5) 受託者は、県が認めた場合を除き、成果品に係る著作権人格権を行使できないものとする。
- (6) 本業務に関する費用は、受託業者の負担とし、受託者が自己責任において準備・管理すること。また、追加費用の発生時も、委託者による補填は行わない。
- (7) 本事業により得られた成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。なお、第三者が有する知的財産権の侵害の申立てを受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。
- (8) 本業務の実施に伴い第三者との間に発生したトラブルに対しては、責任をもって対処すること。
- (9) 本業務の遂行に当たり受託者の責任に起因して発生した損害については、受託者の責任において賠償すること。
- (10) 県は、事業の趣旨に逸脱する行為が認められた場合は、契約の解除等をなすことができるものとする。
- (11) 本業務の実施上知り得た情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用してはならない。また、個人情報の保護については十分に注意し、流出・損失を生じないこと。
- (12) ホームページを作成する場合、提供するホームページは県が保有する「pref.okayama.jp」のサブドメインを使用すること。また、ドメインは本業務の目的以外に使用しないこと。
- (13) 岡山県ウェブコンテンツ作成指針に準拠していること。
- (14) 県のセキュリティポリシーを遵守すること。
- (15) 本業務を第三者に再委託してはならない。ただし、業務の一部について、再委託先の業務内容、体制及び責任者を明記し、予め県に報告し承認を得た場合は、この限りでない。
- (16) その他、業務実施過程において契約内容に疑義が生じた場合、又は仕様書に定めのない事項については、県と受託者との間で誠意をもって協議し、決定するものとする。
- (17) 委託者は、本業務の遂行に当たって必要な関係書類を整備し、委託者から提出を求められた場合には速やかに提出すること。
- (18) 委託業務の実施に要した経費は、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経費と明確に区分して整理し、常にその収支の状況を明らかにし、委託業務の完了の日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間これらを保管しなければならない。